県税の申告と納期一覧

税目		申告期限	納期
個人の県民税	均等割 所得割	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を 1月末日 ● 公的年金等所得のみの人も同じ扱いです	6月から5月まで 毎月徴収して翌月10日 (公的年金等所得は支給月に徴収)
		給与以外の所得者は3月15日 ● 所得税の確定申告をした人は不要です	6、8、10、1月 ● 市町村により異なります
	利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ
	配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ
		源泉徴収選択口座へ配当を受け入れている者については 1月10日	申告期限と同じ
	株式等譲渡所得割	1月10日	申告期限と同じ
法	人の県民税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月 以内	申告期限と同じ
個	人の事業税	3月15日 ● 所得税の申告をした人や個人住民税の申告をした人は 不要です	8月20日〜31日、11月20日〜30日 特別の場合はその都度
法人の事業税		法人の県民税と同じ	申告期限と同じ
不	動 産 取 得 税	取得した日から60日以内	納税通知書に定められた日
県	た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ
J	ルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ
白	動 車 税 種 別 割	新規、変更又は移転等の登録のとき	5月20日~31日
			新規登録はその都度
鉱	区税	設定、消滅や変更の日から10日以内	5月20日〜 31日 新規登録はその都度
自	動車税環境性能割	登録や届出のとき	申告期限と同じ
軽	油 引 取 税	原則として毎月分を翌月末日	申告期限と同じ
地	方 消 費 税	譲渡割の確定申告は、法人は課税期間の終了後2か月以内、個人は翌年の3月31日 ・ 消費税(国税)とあわせて税務署で行います	申告期限と同じ
狩	猟税	狩猟者の登録を受けるとき	申告期限と同じ
県 た	が課する固定資産税	1月31日	4、7、12、2月

[※]期限が法律に規定された休日等に該当した時は、これらの日の翌日が期限になります。

振替納税制度

- ① 個人の事業税及び自動車税種別割については、電話料金や電気料金等と同じように口座振替による納税制度があります。 納税を忘れて延滞金がかかるという心配もなく、納税に出向く手間も省け、大変便利です。是非、ご利用ください。
- ② 個人の事業税の振替納税を希望される方は、総合県税事務所または24ページ「納税の窓口」に掲載されている県内の金融機関(ゆうちょ銀行、郵便局は除く)にある口座振替依頼書に必要事項を記入、届出印を押印の上、総合県税事務所または取引されている金融機関窓口に提出していただくことにより、簡単に手続きをすることができます。
- ③ 自動車税種別割の振替納税を希望される方は、総合県税事務所自動車税部にある口座振替依頼書に必要事項を記入、届出印を押印の上、総合県税事務所自動車税部に提出いただくことにより、簡単に手続きをすることができます。